

海野訪問看護ステーション

契 約 書
重要事項説明書

利用者： _____ 様

事業者： 海野訪問看護ステーション

【利用契約書】

____様（以下、「利用者」といいます）と、医療法人海野内科の営む海野訪問看護ステーション（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う介護予防訪問看護・訪問看護について、つぎのとおり契約を結びます。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令およびこの契約書にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、療養生活を支援し、心身の機能維持回復を図るために、訪問看護のサービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

1. この契約の契約期間は 令和 ____年 ____月 ____日 から、利用者から終了の意思表示があるまでの期間とします。ただし、第9条に定める契約の終了行為があった場合は、その定める日とします。
2. 利用者から事業者に対し、契約満了日の30日前までに文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動的に更新されるものとします。

第3条（訪問看護計画の作成・変更）

1. 事業者は、医師の診断に基づいて、利用者の病状・心身状況・日常生活全般の状況および希望を踏まえ、訪問看護計画を作成します。
2. 訪問看護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合、その居宅サービス計画の内容に沿って作成します。
3. 事業者は、訪問看護計画の内容を、利用者およびその家族に対して説明を行い、利用者およびその家族の同意を得るものとします。
4. 次のいずれかに該当する場合、事業者は、第1条に規定する訪問看護の目的にしたがって、訪問看護計画を変更します。
 - ① 利用者の心身の状況・環境などの変化により、当該訪問看護計画の変更を要する場合
 - ② 利用者およびその家族などが、訪問看護計画の変更を希望する場合
5. 事業者は、前項の訪問看護計画の変更を行う場合、利用者およびその家族に対して書面を交付して説明を行い、利用者およびその家族の同意を得るものとします。

第4条（主治医との関係）

1. 事業者は、主治医からの指示を文書で受け、訪問看護のサービス提供を開始します。
2. 事業者は、「訪問看護計画書」および「訪問看護報告書」を主治医に提出し、密接な連携を図ります。

第5条（訪問看護サービスの内容）

1. 利用者が提供を受けることのできる訪問看護のサービス内容については、【重要事項説明書】に記載されているとおりです。
2. 事業者は、【重要事項説明書】に定めた内容について、利用者およびその家族に説明を行います。
3. 事業者は、利用者の居宅にサービス従事者を派遣し、第3条によって作成された訪問看護計画に基づき、利用者に対して【重要事項説明書】に定めた訪問看護のサービスを提供します。
4. 利用者およびその家族との同意をもって訪問看護計画が変更され、事業者が提供する訪問看護のサービス内容、または介護保険適用の範囲が変更となる場合、利用者およびその家族の同意をもって、新たなサービス内容を記載した【重要事項説明書】を作成し、それをもって訪問看護のサービス内容とします。

第6条（サービス提供の記録）

1. 事業者は、訪問看護のサービス実施ごとに内容を記録書に記入し、利用者およびその家族の希望があれば、控えをいつでも交付します。
2. 事業者は、利用者の訪問看護のサービス実施記録簿を作成し、この契約の終了後も5年間保管します。
3. 利用者およびその家族は、当該利用者にかかるサービス実施記録簿を、当該事業所の営業時間内に閲覧できます。
4. 利用者およびその家族は、当該利用者にかかるサービス実施記録簿の複写物の交付を受けることができます。ただし、複写物にかかる費用については1枚10円を、利用者またはその家族が支払います。

第7条 （料金）

1. 利用者は、訪問看護のサービスの対価として、【重要事項説明書】に定める利用単位ごとの料金に基づき、算定された月毎の合計金額を事業者に支払います。
2. 事業者は、当月料金の合計額を、明細を請求書に付して翌月 15 日までに利用者へ送付します。
3. 利用者は、当月料金の合計額を、翌々月末日までに事業者の指定する方法で支払います。
4. 利用者の居宅において、サービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気・電話などの費用は、利用者の負担とします。

第8条 （料金の変更）

1. 事業者は、利用者に対して、1 ヶ月前までに文書で通知することにより、利用単位ごとの料金の変更（増額または減額）を申し入れることができます。
2. 利用者が料金の変更を承諾する場合は、新たな料金に基づく【重要事項説明書】を作成し、相互に取り交わします。
3. 利用者は、料金の変更を承諾しない場合は、事業者に対し文書で通知することにより、契約を解約できます。

第9条 （契約の終了）

1. 利用者は事業者に対して、2 週間の予告期間において文書で通知をすることで、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変・急な入院など、やむを得ない事情がある場合は、予告期間が2 週間以内の通知でも、この契約の解約ができます。
2. 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1 ヶ月間の予告期間において、理由を示した文書で通知することで、この契約の解約ができます。
3. 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することで、直ちにこの契約の解約ができます。
 - ① 事業者が正当な理由なく、サービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業者が破産した場合
4. 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することで、直ちにこの契約の解約ができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが2 ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず、10 日以内に支払われない場合
 - ② 利用者またはその家族などが、事業者やサービス提供の従事者に対して、この契約を継続し難いほどの迷惑行為・背信行為を行った場合
5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合

第10条 （訪問看護師の交替）

1. 利用者は、選任された訪問看護師の交替を希望する場合は、当該訪問看護師が、業務上不適当と思われる事情、若しくは交替を希望する理由を明らかにし、事業者に対し、選任された訪問看護師の交替を申し入れることができます。
2. 事業者は、訪問看護師の交替によって、利用者およびその家族に対し、訪問看護のサービスを利用する上で、不利益が生じないように十分に配慮します。
3. 事業者は、選任された訪問看護師が、体調不良などの理由により訪問できない場合は、代替の訪問看護師を人選し、利用者およびその家族に連絡します。

第11条 （緊急時の対応）

事業者は、訪問看護のサービスを提供しているときに、利用者の病状に急変が生じた場合、またはその他必要な場合は、速やかに主治医または家族へ連絡するとともに、その他必要な措置を講じます。

第12条 （賠償責任）

1. 事業者は、訪問看護のサービス提供にともない、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、事業者に故意・過失がない場合はこの限りではありません。
2. 第1項の場合において、利用者の重過失によって当該事故が発生した場合は、事業者が負う損害賠償額は減額されます。

第13条 （身分証携行義務）

訪問看護のサービス従事者は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者またはその家族から提示を求められた場合、いつでも身分証を提示します。

第14条 （協議義務）

利用者は、事業者が訪問看護のサービスを提供するにあたり、可能な限り事業者に協力しなければなりません。

第15条 （連携）

事業者は、訪問看護のサービス提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第16条 （相談・苦情対応）

事業者は、利用者およびその家族からの相談・苦情などに対応する窓口を設置し、事業者が提供した訪問看護のサービスに関する利用者の要望・苦情などに対し、迅速かつ誠実に対応を行います。

第17条 （本契約に定めのない事項）

1. 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他関係諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。
3. 訪問予定時間は、交通事情等により15分程、前後することがあり、道路状況によっては連絡できない場合もありますのでご理解下さい。
4. 地震・風雪水害などの自然災害発生、または警報などが発令された場合には、サービスの提供を中止する場合があります。その場合は事業者から連絡します。

第18条 （裁判管轄）

この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることとし、予め合意します。

第19条 （個人情報保護方針）

1. 個人情報は、本契約の目的その他乙の行う事業の範囲内において使用するものとします。
2. 個人情報は本契約の目的の為に必要な範囲で、居宅介護支援事業所・その他保険・医療・福祉サービスを提供する事業者、主治医、行政（関係市町村等）、地域包括支援センター、民生委員、成年後見人、看護学生等実習生、その他業務委託先・業務提携先に開示される場合があります。
3. 個人情報の取扱いに際しては、利用・提供の範囲をできる限り最小限とし、関係者以外に漏れる事のないよう細心の注意を払います。
4. 個人情報に関する記録を適正に作成・管理・保存し、その主体である利用者の求めに応じて、閲覧・変更・廃棄その他必要な措置を講じ、また実費負担によりその写しを交付します。
5. ICTによる情報共有について当ステーションでは、利用者様へ適切な訪問看護サービスを提供するため、ICT（医療介護連携システム等）を利用し、主治医、医療機関、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所等と必要な情報共有を行う場合があります。
6. 医療保険による訪問看護を利用される場合、オンライン資格確認等により取得した診療情報等や、ICTを用いて関係機関と共有した医療・ケア情報を活用して訪問看護を行う体制を整えているため、訪問看護医療DX情報活用加算および訪問看護医療情報連携加算を算定する場合があります。算定にあたっては、必要に応じて利用者様またはご家族様へ説明し、同意を得たうえで行います。

【重要事項説明書】

1 当事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所名	海野訪問看護ステーション
所在地	三重県伊勢市常磐 2 丁目 3-14
連絡先	0596-20-8181
管理者名	堀江 あゆみ
サービス種類	訪問看護ステーション
介護保険指定番号	2460890235
サービス提供地域	浦口 1.2.3.4 丁目 常磐 1.2.3 丁目 辻久留 1.2.3 丁目 中島 1.2 丁目 二俣 1.2.3.4 丁目 宮川 1.2 丁目 宮町 1.2 丁目 八日市場町 （他地域は相談）

(2) 営業時間

平日	午前8：30 ～ 午後5：15
定休日	日曜、GW休暇、お盆休み、年末年始

(3) 職員体制

	資 格	常 勤	非常勤	計
管理者	正看護師	1名	0名	1名
看護師	正看護師、准看護師	2名	5名	7名
保健師	正看護師・保健師	2名	0名	2名
リハビリ	理学療法士	0名	5名	5名
リハビリ	作業療法士	0名	1名	1名
看護補助者		0名	1名	1名
事務員		1名	0名	1名

2 当事業所の連絡窓口（相談・苦情・キャンセル連絡など）

TEL : 0596-20-8181

担 当 部 署：海野訪問看護ステーション

担 当 者:堀江 あゆみ

受 付 時 間：午前8：30～午後5：15

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市区町村でも受付けております。

苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため第三者委員を設置しています。

第三者委員 佐藤 薫 伊勢市浦口4丁目30番30号
(0596)28-3832
北岡 典子 伊勢市楠部町263-80
(0596)23-2450

3 事業の目的・運営方針

(1) 目的

要介護状態と認定されたご利用者様に対し、訪問看護のサービスを提供し、居宅においてご利用様がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。

(2) 運営方針

ご利用者の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

4 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いしてご説明いたします。

(2) サービスの終了

① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 30 日前までに、文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の 1 ヶ月までに、文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

- ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合
※非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。
- ・ご利用者様が亡くなられた場合

④ 契約解除

- ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。
- ・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを 2 ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず 10 日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

⑤ その他

- ・ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- ・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

5 身体拘束の制限について

サービスの提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護する為、やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を実施しません。なお緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、ご家族に説明し同意を得て、その様態及び時間、その際の身体状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとします。

6 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために次に掲げる通り必要な措置を講じます。虐待防止に関する責任者を選定しています。

①事業所は、利用者が成年後見制度を利用できるよう支援します。

②指針を整備し虐待防止を啓発・普及する為の研修を従業者に対し実施します。

③当該事業所従業者又は養護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報します。

④虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催しその結果について従業者に周知徹底を図ります。

虐待防止に関する責任者・窓口：海野内科訪問リハビリテーション 西山奈津希
海野指定居宅介護支援センター 森末智子

7 ハラスメント防止の取り組みについて

①業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業所の方、利用者及び家族等が対象となります。

②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し再発防止策を検討します。

③職員に対し研修を実施しハラスメント発生状況の把握に努めます。

④ハラスメントと判断された場合には行為者に対しサービス利用を一時中止もしくは契約を解除します。

8 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

9 事故発生時の対応

事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者又は地域包括支援センター等に連絡を行い、必要な措置を講じます。

10 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じます。

- ①事業所の設備・備品等について衛生的な管理に努めます。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催（概ね6ヶ月に1回）し、その結果について従業者に周知徹底します。
- ④研修・訓練（シミュレーション）を定期的実施します。

11 業務継続に向けた取り組みについて

①感染症や非常災害の発生時において利用者に対する指定介護の提供を継続的に

実施する為の計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（「業務継続計画」）を策定しその計画に従い、必要な措置を講じます。

②事業者は職員に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施します。

③事業者は定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行います。

(1) 介護保険給付対象サービス（訪問看護）

サービス名称				算定報酬 (単位)	利用料 (円)	負担額 1割(円)	負担額 2割(円)	負担額 3割(円)
利 用 料 金	訪問看護I1	20分未満		314	3,140	314	628	942
	訪問看護I2	30分未満		471	4,710	471	942	1,413
	訪問看護I3	30分～60分未満		823	8,230	823	1,646	2,469
	訪問看護I4	60分～90分未満		1,128	11,280	1,128	2,256	3,384
	訪問看護I5	20分以上（週6回まで）		294	2,940	294	588	882
	訪問看護I5	1日に2回を超え実施		264	2,640	264	528	792
	夜間・早朝加算 (午前6時～午前8時、午後6時～午後10時)			所定単位数の25%				
	深夜加算 (午後10時～午前6時)			所定単位数の50%				
	中山間地域提供加算 (浦口、常磐、辻久留、中島、二俣、宮川、宮町、八日市場町以外のお住まいの方)			所定単位数の5%				
	加 算 ・ 減 算	初回加算（I）			350	3,500	350	700
初回加算（II）			300	3,000	300	600	900	
特別管理加算（I）			500	5,000	500	1,000	1,500	
特別管理加算（II）			250	2,500	250	500	750	
緊急時訪問看護加算（I）			600	6,000	600	1,200	1,800	
緊急時訪問看護加算（II）			574	5,740	574	1,148	1,722	
ターミナルケア加算（死亡月）			2,500	25,000	2,500	5,000	7,500	
複数名訪問加算 (看護師等)		30分未満	254	2,540	254	508	762	
		30分以上	402	4,020	402	804	1,206	
複数名訪問加算 (看護補助者)		30分未満	201	2,010	201	402	603	
		30分以上	317	3,170	317	634	951	
長時間訪問看護加算 (1時間30分超えると算定)			300	3,000	300	600	900	
退院時共同指導加算			600	6,000	600	1,200	1,800	
口腔連携強化加算			50	500	50	100	150	
看護・介護職員連携強化加算			250	2,500	250	500	750	
看護体制強化加算（I）			550	5,500	550	1,100	1,650	
看護体制強化加算（II）			200	2,000	200	400	600	
サービス提供体制強化加算（I）			6	60	6	12	18	
サービス提供体制強化加算（II）			3	30	3	6	9	
遠隔死亡診断加算			150	1,500	150	300	450	
専門管理加算			250	2,500	250	500	750	
○事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合、所定単位数の90/100を算定								
○事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合、所定単位数の85/100を算定								
○理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問回数が看護職員の訪問回数を越えている場合又は特定の加算を算定していない場合1回につき-8単位								
○介護保険による訪問看護を利用される場合、職員の処遇改善を目的として、介護職員等処遇改善加算を算定します。加算額は、1か月の介護保険サービスの総単位数に【1.8%】を乗じて算定し、利用者負担は負担割合証に記載された割合に応じた額となります。								

(2) 介護保険給付対象サービス（介護予防訪問看護）

サービス名称			算定報酬 (単位)	利用料 (円)	負担額 1割(円)	負担額 2割(円)	負担額 3割(円)	
利 用 料 金	訪問看護I1	20分未満	303	3,030	303	606	909	
	訪問看護I2	30分未満	451	4,510	451	902	1,353	
	訪問看護I3	30分～60分未満	794	7,940	794	1,588	2,382	
	訪問看護I4	60分～90分未満	1,090	10,900	1,090	2,180	3,270	
	訪問看護I5	20分以上（週6回まで）	284	2,840	284	568	852	
	訪問看護I5	1日に2回を超え実施	142	1,420	142	284	426	
	夜間・早朝加算 （午前6時～午前8時、午後6時～午後10時）		所定単位数の25％					
深夜加算 （午後10時～午前6時）		所定単位数の50％						
中山間地域提供加算 （浦口、常磐、辻久留、中島、二俣、宮川、宮町、八日市場町以外のお住まいの方）		所定単位数の5％						
加 算 ・ 減 算	初回加算（Ⅰ）		350	3,500	350	700	1,050	
	初回加算（Ⅱ）		300	3,000	300	600	900	
	特別管理加算（Ⅰ）		500	5,000	500	1,000	1,500	
	特別管理加算（Ⅱ）		250	2,500	250	500	750	
	緊急時訪問看護加算（Ⅰ）		600	6,000	600	1,200	1,800	
	緊急時訪問看護加算（Ⅱ）		574	5,740	574	1,148	1,722	
	複数名訪問加算 （看護師等）	30分未満	254	2,540	254	508	762	
		30分以上	402	4,020	402	804	1,206	
	複数名訪問加算 （看護補助者）	30分未満	201	2,010	201	402	603	
		30分以上	317	3,170	317	634	951	
	長時間訪問看護加算 （1時間30分超えると算定）		300	3,000	300	600	900	
	退院時共同指導加算		600	6,000	600	1,200	1,800	
	口腔連携強化加算		50	500	50	100	150	
	看護・介護職員連携強化加算		250	2,500	250	500	750	
	看護体制強化加算		100	1,000	100	200	300	
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		6	60	6	12	18	
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）		3	30	3	6	9	
	専門管理加算		250	2,500	250	500	750	
	○事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合、所定単位数の90/100を算定							
	○事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合、所定単位数の85/100を算定							
○理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問回数が看護職員の訪問回数を越えている場合又は特定の加算を算定していない場合1回につき-8単位								
○利用を開始した日の属する月から換算して12月を越えた期間に介護予防訪問看護を行った場合1回につき-5単位（【-8単位】を算定している場合は-15単位）								
○介護保険による訪問看護を利用される場合、職員の処遇改善を目的として、介護職員等処遇改善加算を算定します。加算額は、1か月の介護保険サービスの総単位数に【1.8％】を乗じて算定し、利用者負担は負担割合証に記載された割合に応じた額となります。								

(3) 医療保険給付対象サービス

サービス名称			料金	負担額 1割(円)	負担額 2割(円)	負担額 3割(円)
利用 料 金	基本療養費Ⅰ	週3日まで	5550	555	1110	1665
		週4日以降	6550	655	1310	1965
		週3日まで（療法士）	5550	555	1110	1665
		週4日以降（療法士）	5550	555	1110	1665
	基本療養費Ⅱ （同一建物居住者）	週3日まで	2780	278	556	834
		週4日以降	3280	328	656	984
		週3日まで（療法士）	2780	278	556	834
		週4日以降（療法士）	2780	278	556	834
	基本療養費Ⅲ	入院中/外泊日	8500	850	1700	2550
	訪問看護管理療養費	月の 初回目	機能強化型（Ⅰ）	13230	1323	2646
			機能強化型（Ⅱ）	10030	1003	2006
			機能強化型（Ⅲ）	8700	870	1740
			（Ⅰ）～（Ⅲ）以外	7670	767	1534
		2回 目以降	訪問看護管理療養費Ⅰ	3000	300	600
			訪問看護管理療養費Ⅱ	2500	250	500
加 算	難病等複数回 訪問看護加算	1日のうち2回訪問	4500	450	900	1350
		1日のうち3回以上訪問	8000	800	1600	2400
	緊急時訪問看護加算	月14日目まで	2650	265	530	795
		月15日目まで	2000	200	400	600
	複数名訪問看護加算 （同一建物1名の場 合）	看護師と2人（週1回）	4500	450	900	1350
		看護師と看護補助者1回目	3000	300	600	900
		看護師と看護補助者2回目	6000	600	1200	1800
		看護師と看護補助者3回目	10000	1000	2000	3000
	長時間訪問看護加算 （1時間30分超えると算定）		5200	520	1040	1560
	夜間・早朝訪問看護加算 （午前6時～午前8時、午後6時～午後10時）		2100	210	420	630
	深夜訪問看護加算 （午後10時～午前6時）		4200	420	840	1260
	24時間対応体制加算	看護業務の負担軽減の取組	6800	680	1360	2040
		上記以外	6520	652	1304	1956
	特別管理加算（Ⅰ）	重症度の高い利用者様	5000	500	1000	1500
	特別管理加算（Ⅱ）	上記以外	2500	250	500	750
	退院支援指導加算	厚生労働大臣が定める 長時間の訪問の場合	8400	840	1680	2520
		上記以外	6000	600	1200	1800
	専門管理加算		2500	250	500	750
	在宅患者連携指導加算		3000	300	600	900
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算（月2回まで）		2000	200	400	600
	看護・介護職員連携強化加算		2500	250	500	750
	退院時共同指導加算		8000	800	1600	2400
	特別管理指導加算		2000	200	400	600
	訪問看護医療DX情報活用加算		50	5	10	15
	訪問看護医療情報連携加算		1000	100	200	300
	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）		1050	105	210	315
	訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ		25000	2500	5000	7500
	訪問看護ターミナルケア療養費Ⅱ		10000	1000	2000	3000
	訪問看護情報提供療養費1、2、3		1500	150	300	450
	遠隔死亡診断補助加算		1500	150	300	450

(4) 医療保険給付対象サービス (精神)

サービス名称					料金	負担額 1 割(円)	負担額 2 割(円)	負担額 3 割(円)	
利 用 料 金	精神科訪問看護基本療養費Ⅰ	週 3 日まで		30分以上	5550	555	1110	1665	
				30分未満	4250	425	850	1275	
		週 4 日以降		30分以上	6550	655	1310	1965	
				30分未満	5100	510	1020	1530	
	精神科訪問看護基本療養費Ⅲ (同一建物居住者)	看護師等2人/ 同一日	週 3 日まで		30分以上	5550	555	1110	1665
					30分未満	4250	425	850	1275
			週 4 日以降		30分以上	6550	655	1310	1965
					30分未満	5100	510	1020	1530
		看護師等3人以上/ 同一日	週 3 日まで		30分以上	2780	278	556	834
					30分未満	2130	213	426	639
			週 4 日以降		30分以上	3280	328	656	984
					30分未満	2550	255	510	765
	精神科訪問看護		入院中/外泊日			8500	850	1700	2550
	訪問看護管理療養費	月の 初回日	機能強化型 (Ⅰ)			13230	1323	2646	3969
			機能強化型 (Ⅱ)			10030	1003	2006	3009
			機能強化型 (Ⅲ)			8700	870	1740	2610
			(Ⅰ) ～ (Ⅲ) 以外			7670	767	1534	2301
		2 回 目以降	訪問看護管理療養費Ⅰ			3000	300	600	900
			訪問看護管理療養費Ⅱ			2500	250	500	750
加 算	精神科複数回 訪問看護加算	1 日のうち 2 回訪問			4500	450	900	1350	
		1日のうち 3 回以上訪問			8000	800	1600	2400	
	精神科緊急時 訪問看護加算	月14日目まで			2650	265	530	795	
		月15日目まで			2000	200	400	600	
	複数名精神科訪問 看護加算 (同一建物 1 名の場 合)	看護師等 2 人 (1日1回)			4500	450	900	1350	
		看護師等 2 人 (1日2回)			9000	900	1800	2700	
		看護師等 2 人 (1日3回)			14500	1450	2900	4350	
		看護師と看護補助者1回目			3000	300	600	900	
	長時間訪問看護加算 (1時間30分超えると算定)				5200	520	1040	1560	
	夜間・早朝訪問看護加算 (午前6時～午前8時、午後6時～午後10時)				2100	210	420	630	
	深夜訪問看護加算 (午後10時～午前6時)				4200	420	840	1260	
	24時間対応体制加算	看護業務の負担軽減の取組			6800	680	1360	2040	
		上記以外			6520	652	1304	1956	
	特別管理加算 (Ⅰ)	重症度の高い利用者様			5000	500	1000	1500	
	特別管理加算 (Ⅱ)	上記以外			2500	250	500	750	
	退院支援指導加算	厚生労働大臣が定める 長時間の訪問の場合			8400	840	1680	2520	
		上記以外			6000	600	1200	1800	
	精神科重症患者 支援管理連携加算	精神科在宅支援管理科2Ⅰの利用者			8400	840	1680	2520	
		精神科在宅支援管理科2Ⅱの利用者			5800	580	1160	1740	
	専門管理加算				2500	250	500	750	
	在宅患者連携指導加算				3000	300	600	900	
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算 (月 2 回まで)				2000	200	400	600	
	看護・介護職員連携強化加算				2500	250	500	750	
	退院時共同指導加算				8000	800	1600	2400	
	特別管理指導加算				2000	200	400	600	
	訪問看護医療DX情報活用加算				50	5	10	15	
	訪問看護医療情報連携加算				1000	100	200	300	
	訪問看護ベースアップ評価料 (Ⅰ)				1050	105	210	315	
	訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ				25000	2500	5000	7500	
	訪問看護ターミナルケア療養費Ⅱ				10000	1000	2000	3000	
	訪問看護情報提供療養費 1、2、3				1500	150	300	450	
	遠隔死亡診断補助加算				1500	150	300	450	

(5) 保険給付対象外サービス

保険給付対象外のサービス利用料金は、全額ご利用者様の負担になります。

サービス名称	内容	利用者負担額 (円)
保険適用外 訪問看護	30分未満	4,000
	30分～60分	8,000
	60分～90分	12,000
保険適用外 長時間看護	下記以外（8：15～17：15）30分毎	2,500
	早朝（6：00～8：15）、夜間（17：15～22：00） 30分毎	3,000
	深夜（22時～翌6時）・休日の30分毎	4,000
保険適用外 時間外訪問看護	事業所の規定する休日の訪問・平日の営業時間外30分毎	3,000
	深夜（22時～翌6時）の1回毎	4,000
死後の処置	死後の処置・ご遺体のお世話を行う場合	20,000
物品	下記に説明	自費
交通費		無償 ※離島の場合要相談
保険外サービス料 金	4回目/日以降の訪問	
キャンセル料		無償

※「長時間看護」については、「長時間訪問看護加算（医療保険）」の算定可能な回数を超えて利用される場合に適用されます。

※休日に訪問した際に算定される「時間外訪問看護」は、医療保険での訪問看護を利用される方のみ対象となります

※「死後の処置」には、別途「保険外訪問看護」の料金がかかります。

※交通費に関して一部例外有り

(6) 利用料金などのお支払方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月10日までに請求しますので、末日までにあらかじめ指定された方法でお支払いください。

13 物品の準備および実費負担について

当ステーションでは、訪問看護に必要な衛生材料および医療物品について、原則として利用者様側でのご準備をお願いしております。

1. 衛生材料について

ガーゼ、テープ類、ドレッシング材等の衛生材料は、主治医へ処方をご依頼いただくか、薬局等での購入をお願いいたします。

当ステーションからの持参・提供は原則行っておりません。

2. バルンカテーテル等の医療機器について

バルンカテーテル等は、原則として主治医にご依頼のうえ医療機関より支給を受けてください。医療機関での対応が困難な場合は、受診等により交換していただくことがあります。

3. 購入代行・立替について

当ステーションでは、物品の販売や継続的な購入代行は行っておりません。

やむを得ない事情がある場合を除き、立替購入は原則行いません。

例外的に立替を行った場合は、購入実費のみをご請求いたします。

4. 物品未準備の場合

必要物品が準備されていない場合、当日の処置が実施できないことがありますので、あらかじめご了承ください。

制度上、訪問看護事業所が物品を恒常的に提供することは想定されておりませんので、ご理解とご協力をお願いいたします。

14 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

主治医	病院名	
	主治医氏名	
	連絡先	
本人	氏名	
	連絡先	
緊急連絡先①	氏名	(続柄：)
	連絡先	
緊急連絡先②	氏名	(続柄：)
	連絡先	
主治医・ご家族などへの 連絡基準		

下記に同意していただける場合は□にレ点をお願いします。

☐ 第19条（個人情報保護方針）を把握し、個人情報使用について同意します。

(利用者) 氏名 _____

(代理人) 氏名 _____ 続柄 _____

☐ 「重要事項説明書」により説明者 _____ から居宅サービスについて説明を受け、その内容を確認し、同意の上、末尾に表示する居宅サービス事業者に居宅サービスを依頼します。同意していただける場合は□にレ点をお願いします。

☐ 理学療法士・作業療法士の訪問に於いて看護職員が初回及び定期的に訪問・評価を行うことについて説明を受け、同意します

☐ 緊急訪問看護、または24時間対応を申し込みます。

☐ 「複数名訪問看護加算」について説明を受け、同意します。

【 会社の概要 】

社 名 医療法人海野内科
資本金 10,000,000 円
社員数 50 人
設 立 平成 5 年 4 月 1 日
所在地 三重県伊勢市浦口 2 丁目 2-13
代表者 海野 雅澄

【 事業内容 】

診療所、通所介護事業、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業、訪問リハビリテーション
相談支援センターうんの、いそどり

【事業者】

住 所：三重県伊勢市浦口 2 丁目 2-13
社 名：医療法人海野内科
代 表 者：海野 雅澄

【事業所】

住 所：三重県伊勢市常磐 2 丁目 3-14
事業所名：海野訪問看護ステーション
(指定番号 第 2460890235 号)

担当者_____より、契約書・重要事項説明書の内容について説明を受け、了承しました。

年 月 日

【ご利用者】住 所_____

氏 名_____

【代 理 人】住 所_____

氏 名_____ (続柄)

署名代行理由：